

## 浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 公益財団法人浜松観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）は、浜名湖観光圏滞在促進地区及び交流地区内の飲食・商業施設等が、地域振興、交流人口の増加及びインバウンド対応力の向上を図ることを目的として、観光客の利便性向上のために無料無線LANを設置する場合、その設置費の一部について、予算の範囲内により補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 浜名湖観光圏滞在促進地区及び交流地区

浜名湖観光圏整備実施計画において定めた滞在促進地区および交流地区のうち、以下のものをいう。

##### 【浜松市中心部滞在促進地区】

範囲：浜松市中区池町、田町、板屋町、東田町、馬込町、新町、松江町、佐藤一丁目、神明町、肴町、連尺町、紺屋町、利町、伝馬町、鍛冶町、旭町、千歳町、大工町、栄町、元魚町、旅籠町、平田町、塩町、成子町、菅原町、海老塚町、砂山町、北寺島町、寺島町、東伊場一丁目、海老塚一丁目・二丁目、元城町、尾張町、元目町、北田町、常盤町、早馬町、中央一丁目・二丁目・三丁目

##### 【館山寺温泉滞在促進地区】

範囲：浜松市西区呉松町、平松町、館山寺町、村櫛町

##### 【弁天島・ゆうとう温泉滞在促進地区】

範囲：浜松市西区舞阪町舞阪、舞阪町弁天島、雄踏町山崎

##### 【三ヶ日・奥浜名湖温泉滞在促進地区】

範囲：浜松市北区三ヶ日町大崎、三ヶ日町佐久米、三ヶ日町下尾奈、三ヶ日町都築、三ヶ日町三ヶ日

##### 【表浜名湖交流地区】

範囲：湖西市、湖西市新居町、浜松市西区舞阪町舞阪、舞阪町弁天島、雄踏町山崎

##### 【奥浜名湖交流地区】

範囲：浜松市北区細江町、引佐町

##### 【北遠交流地区】

範囲：浜松市天竜区内

(2) 飲食・商業施設等

飲食店、宿泊施設、小売店、その他観光客が自由に、又は当該施設の利用申込みにより任意に滞在ができる施設をいう。

(3) 無料無線LAN

無線通信を利用してデータの送受信を行うローカル・エリア・ネットワークシステムを利用したインターネットへの接続を無料で提供するサービスをいう。

(交付の要件等)

第3条 補助金交付の要件、対象経費、補助率及び限度額は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、浜名湖観光圏滞在促進地区及び交流地区内の飲食・商業施設等であるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該無料無線LANを設置する前に、交付申請書（第1号様式）により、ビューローあて申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算の根拠がわかる書類（機器購入、設置工事に係る見積書等）
- (2) アクセスポイントの位置を図示した図面及び現況写真（写真はカラーコピーでも可）
- (3) その他ビューローが必要と認める参考資料

(補助金交付の決定)

第6条 ビューローは、前条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）を補助金の交付を申請した者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 ビューローは、前項の交付決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知に係る交付決定の内容又は、これに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して5日以内に、申請取下げ書（第3号様式）をビューローに提出しなければならない。ただし、ビュー

ローが特に必要と認めるときにはこの限りではない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。
- 3 補助事業者は、交付決定前に申請を撤回する場合も、その旨記載した書類をビューローに提出しなければならない。

#### (事業内容の変更)

第8条 補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（第4号様式）に、ビューローが必要と認める書類を添付して提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 ビューローは、前項の規定による変更交付申請書を受領した場合は、その内容を精査し、適正であると認めたときは、速やかに変更交付決定通知書（第5号様式）を補助事業者に通知するものとする。
- 3 第5条に規定する交付申請書に基づき交付決定がなされた事業において、予算措置を上回る事業内容の変更が生じた場合、これに伴う補助金交付額の増額は認めない。

#### (実績報告)

第9条 補助事業者は、当該対象事業完了の日から起算して30日以内又は平成29年3月31日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてビューローに報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（第6号様式）
- (2) 補助対象経費にかかる支払い領収書及び請求書等根拠書類の写し（収支決算の根拠となる書類）
- (3) 契約書の写し
- (4) 位置図、工事完了後の現況写真（写真はカラーコピー可）
- (5) その他ビューローが必要と認める参考資料

#### (補助金の額の確定通知)

第10条 ビューローは、前条に規定する実績報告を受領した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に交付確定通知書（第7号様式）を速やかに通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第11条 前条に規定する交付確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書（第8号様式）をビューローに提出しなければならない。

- 2 ビューローは、当該請求書を受領した日の翌日から30日以内にこれを支払うものと

する。

(交付決定の取消し等)

第12条 ビューローは、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定による交付決定の変更、又は全部もしくは一部を取消しすることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 ビューローは前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の返還)

第13条 前条の補助金の返還命令の通知は、返還命令書(第9号様式)によるものとする。

(その他)

第14条 設置工事の適正な執行を期するため補助事業者・工事施工業者の間で十分な連携を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度の補助金に適用する。

別表 1

補助要件	<p>補助事業の目的を遂行するため、以下の整備ルールに基づき実施するものとする。</p> <p>① HAMAMATSU FREE Wi-Fi 協議会（以下「協議会」という。）の定める共通ルールを順守すること</p> <p>② 不特定多数の方が利用できるエリアにアクセスポイントを設置すること</p> <p>③ 協議会の趣旨に賛同し参加していること</p> <p>④ 協議会が必要により行う指示に従うこと</p> <p>⑤ 平成29年3月31日までに工事及び実績報告書の提出、補助金の請求までを完了できること</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令規則違反のないこと</li> </ul>	
補助対象経費	機器購入費	無線LANルータ、その他無線LAN設置・増設・切り替えに係る初期経費のうち必要と認められる機器
	設置工事費	電源設置工事、配線工事、その他無線LAN設置・設定（共通SSIDへの変更等を含む）に係る工事
	その他	ランニングコストに該当するレンタル料・回線使用料・電気料等の各種費用は補助対象外とする
補助率	補助対象経費の1/2以内（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）	
補助限度額	1申請者につき、原則上限3万円。	

(第1号様式)

平成 年 月 日

(あて先)

公益財団法人 浜松観光コンベンションビューロー  
理事長 御室 健一郎

住所又は所在地  
申請者 施設 の 名称  
代表者氏名 ⑩  
連絡先 TEL

交付申請書

浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業に係る補助金の交付を受けたいので、浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円  
[算出根拠] 補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円 × 1/2  
= \_\_\_\_\_ 円  
≒ \_\_\_\_\_ 円 (千円未満切り捨て)

2 事業内容

施設等の名称		
施設等の住所	〒	
施設等の業種		
建物構造区分	〔 〕造 〔 〕階建	
Wi-Fi環境	設置箇所	アクセスポイント数
	現在	
	整備後	
工期(予定)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	

3 Wi-Fi サービス提供

- 提供事業者（プロバイダ） [ ]
- サービス名 [ ]
- 利用制限（接続時間等） [ ]

4 収支予算

① 収入の部

区 分	収入予算額	備 考
ビューロー補助金	円	
自己負担金	円	
合 計	円	

② 支出の部

区 分	支出予算額	備 考
	円	
合 計	円	

(第2号様式)

HVCB第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人浜松観光コンベンションビューロー  
理事長 御室 健一郎

交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金について、浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり条件を付して補助します。

記

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

- 条件 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、ビューローの承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、ビューローに報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業を中止し又は廃止する場合は、ビューローの承認を受けること。
- 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し不相当と認めた場合は、当該補助事業による補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 6 事業完了後速やかに別に定める様式により実績報告書をビューローに提出すること。
- 7 本補助金の交付要綱を順守すること。
- 8 HAMAMATSU FREE Wi-Fi協議会が必要により行う指示に従うこと。

(第3号様式)

平成 年 月 日

(あて先)

公益財団法人 浜松観光コンベンションビューロー  
理事長 御室 健一郎

住所又は所在地  
申請者 施設 の 名称  
代表者氏名 ④  
連絡先 TEL

申請取下げ書

平成 年 月 日付けHVCB第 号をもって補助金交付決定通知を受けた  
浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金について、浜名湖観光圏無料無線LAN整備  
事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請の取下げを希望します。

記

1 取下げ理由

2 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 その他

(第4号様式)

平成 年 月 日

(あて先)

公益財団法人 浜松観光コンベンションビューロー  
理事長 御室 健一郎

住所又は所在地  
申請者 施設 の 名称  
代表者氏名 ④  
連絡先 TEL

### 変更交付申請書

平成 年 月 日付けHVCB第 号をもって補助金交付決定通知を受けた  
浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金について、浜名湖観光圏無料無線LAN整備  
事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により変更交付を受けたく申請します。

### 記

- 1 変更理由
- 2 変更を受けようとする補助金の額及びその算出根拠
- 3 添付書類
- 4 その他

(第5号様式)

HVCB第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人 浜松観光コンベンションビューロー  
理事長 御室 健一郎

変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けHVCB第 号をもって補助金交付決定した浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金交付決定額を、浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり変更交付決定します。

記

1 変更交付決定額

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

2 理由



#### 4 収支決算

##### ① 収入の部

区 分	収入決算額	備 考
市補助金	円	
自己負担金	円	
合 計	円	

##### ② 支出の部

区 分	支出決算額	備 考
	円	
合 計	円	

上記報告事項について審査しました。

平成 年 月 日

審査（検査）担当者氏名

Ⓔ

審査結果の意見

(第7号様式)

HVCB第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人 浜松観光コンベンションビューロー  
理事長 御室 健一郎

交付確定通知書

平成 年 月 日付けの浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金実績報告書を審査の結果、浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次の金額を浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金として確定します。

記

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

(第8号様式)

平成 年 月 日

(あて先)

公益財団法人 浜松観光コンベンションビューロー  
理事長 御室 健一郎

住所又は所在地

請求者 施設 の 名称

代表者 氏 名

㊞

連絡先 TEL

請求書

平成 年 月 日付けHVCB第 号をもって補助金交付確定を受けた浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金について、浜名湖観光圏無料無線LAN整備事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により次のとおり請求します。

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義

(第9号様式)

HVCB第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人 浜松観光コンベンションビューロー  
理事長 御室 健一郎

返還命令書

平成 年 月 日付けHVCB第 号をもって交付を確定した浜松市中心市街地無料無線LAN整備事業費補助金について、浜松市中心市街地無料無線LAN整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり返還を命じます。

記

1 返還を命ずる額

金		百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	--	----	----	---	---	---	---	---

2 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 交付年月日 平成 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 平成 年 月 日